

# つがる市スポーツ少年団への登録に関する内規

令和6年4月22日

(目的)

第1条 この内規は、つがる市スポーツ少年団（以下「少年団」という）の登録について必要事項を定めることを目的とする。

(加盟申込団体の資格)

第2条 少年団に加入しようとする団体は、次の資格を備えるものとする。

- ① 団の活動拠点が、つがる市内であること。
- ② 団体として、原則1年以上定期的に活動していること。
- ③ 団として、十分な組織運営がなされていること。
- ④ 団へ加入しようとするつがる市民に対して、原則として公開していること。また、機会均等であること。
- ⑤ 団の指導者及び団員は、原則として8割以上がつがる市内在住、在勤、在学であること。
- ⑥ 団員は、原則として10名以上であり、かつ適切な指導者を備えること。
- ⑦ 宗教活動、政治活動、営利活動を目的としない団体であること。
- ⑧ 団体活動は、原則として20時までとすること。

(登録申請手続き)

第3条 少年団に登録しようとする団は、少年団本部長に申出ること。また、登録しようとする団の代表責任者は、別表1・2を記入し提出しなければならない。